

## 熱海市海洋散骨事業ガイドライン公表に関する代表理事談話

平成27年7月1日熱海市から海洋散骨事業に関するガイドラインが発表されました。

([http://www.city.atami.shizuoka.jp/page.php?p\\_id=2051](http://www.city.atami.shizuoka.jp/page.php?p_id=2051))

同ガイドラインにおいては、熱海市内の土地（初島を含む。）から10キロメートル以上離れた海域で行うことと規定されています。同ガイドラインに従えば、北は隣県である神奈川県小田原市沿岸、南は隣市である伊東市沿岸、そして西は初島より西側沖10キロメートルの範囲内において散骨が実施できないということになります。これは、事実上、熱海市及び近隣の海域において事業者が海洋散骨をすることは認めないという内容に他なりません。

熱海市からは、同ガイドラインは海洋散骨事業者に配慮をお願いするものであり、規制をするものではないとのご説明をいただいております。しかしながら、同ガイドラインが公表されたことにより、既に、熱海市内において散骨のための船のチャーターが困難になるなどの影響が出ています。

当協会においては、「日本海洋散骨協会ガイドライン」を策定し、散骨を希望する故人やご遺族の想いと海を生業とする方々、そして市民感情との調和を図って参りました。そのような中、当協会に対する事前のヒアリングもなく、事実上、散骨を認めないとの内容のガイドラインが策定されたことは、散骨を希望する方々の想いを看過するものであり、残念でなりません。

過日、熱海市の方と協議する機会をいただき、当協会の取組みについてご説明させていただくとともに、熱海が好きだからこそ熱海の海で眠りたいという方のお気持ちを直接お伝えいたしました。その結果、熱海市からも、今後も意見交換の場を設けていただくというお約束もいただきました。

折しも、6月7日付けの日本経済新聞において、『葬り方「海洋散骨」希望が25%』という記事が掲載されておりました。今後、ますます海洋散骨という葬り方をご希望なさる方も増えてくるかと思えます。

海洋散骨を希望する方々の想いにお応えするためにも、当協会では、今後も、節度をもった海洋散骨の普及、啓蒙、海洋散骨によるトラブル防止に努めていく所存です。

平成27年8月10日  
一般社団法人日本海洋散骨協会  
代表理事 村田 ますみ